
○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第7回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴席を閉鎖し、説明員である課長等の入場も制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 春日隆司 議員及び7番 小原仁興 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第1号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」及び、日程第5 議案第2号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案を述べさせていただく前に、今臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

既に周辺は銀世界と化し、厳しい冬の到来を感じる季節となりましたが、道内におきましてもまだに新型コロナウイルス感染が蔓延し、町民の皆様には不安な生活を強いられる中、早いもので本年も残すところ1か月となったところでございます。

本町におきましても、町民の皆様には年末年始の多忙な時期でありますので、御家庭

や職場におきまして十分な感染対策をお願いする次第でございます。

さて、このような折、第7回下川町議会臨時会を開会させていただきましたところ、議員各位には大変御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

今臨時会におきまして提案させていただく議案は、条例案件3件、予算案件6件の計9件を予定しているところでございます。議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一括して議案第1号、第2号を提案させていただきます。

議案第1号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく職員の期末手当の引下げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当を改めるため、「下川町特別職の職員の給与等に関する条例」及び「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例」を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、このたびの一般職員の期末手当の引下げと均衡を図るため、議会議員及び町長、副町長、教育長の期末手当支給月数を0.05月分引き下げるとともに、令和3年度以降においては、6月期、12月期の期末手当支給月数が均等になるよう配分を行うものであります。

なお、改正に至る経過といたしましては、11月16日に下川町特別職報酬等審議会に諮問し、改正内容が適当である旨の答申をいただいております。

以上申し上げます。提案理由とさせていただきます。

次に、議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年10月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、全国の民間事業所の期末手当支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる内容であります。

以上申し上げます。提案理由といたします。

なお、第1号、第2号の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第1号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、議案第1号説明資料により御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国家公務員の人事院勧告に基づきます一般職員の期末手当0.05月分の引上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当を改めるため、下川町特別職の職員の給与等に関する条例及び、下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の二つの条例を条建てて改正するものでございます。

議案第1号説明資料、下川町特別職の職員の給与等に関する条例改正の概要を御覧いただきたいと思います。

町長の提案理由にもございましたとおり、今回の改正は期末手当において年 0.05 月分の引下げを行うものでございまして、それぞれの表の中ほどの欄に改正後の支給率がございますけれども、6 月及び 12 月期末手当を均等になるよう 0.05 月分引き下げのものでございます。

また、それぞれの表の 3 段目の欄でございますけれども、令和 2 年度におきましては、令和 2 年度読み替えとしまして、本年度に限り、既に支払い済みの 6 月期末手当の率は改正せず、12 月手当支給分で 0.05 月分減額する読み替え適用をするものでございます。

条例の施行につきましては、令和 2 年 12 月 1 日でございます。

改正に至る経過につきましては、特別職及び議会議員の報酬の改定につきましては、11 月 16 日に下川町特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、改正内容が適当である旨の答申を頂いたところでございます。

続きまして、議案第 2 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 2 号説明資料により御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど議案第 1 号で御説明いたしましたけれども、同様に人事院勧告に基づく職員の期末手当 0.05 月分の引下げに伴いまして、期末手当を改めるものでございます。

期末手当においては、年 0.05 月分の引下げを行うものでございまして、これも同様に表の中ほどの欄に改正後の支給率がございますけれども、6 月及び 12 月の期末手当 2.6 月分を 0.05 月分引下げ、2.55 月分にするものでございます。

また、表の 3 段目でございますけれども、これも同様に令和 2 年度読み替えということで、本年度に限り、既に支払い済みの 6 月期末手当の率は改正せず、今年度に限りまして 12 月手当支給分で 0.05 月分減額する読み替え適用をするものでございます。

なお、表の括弧書きにつきましては、再任用職員に対する支給率となっております。

条例の施行につきましては、令和 2 年 12 月 1 日でございます。

1 号、2 号とも共通する経過といたしましては、国家公務員の期末手当を 0.05 月分引き下げる給与勧告につきましては、10 月 7 日に行われまして、11 月 6 日に閣議決定され、11 月 19 日に衆議院通過、11 月 27 日に参議院で可決成立したことから、国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を指定してください。

それでは、質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 議案第 1 号について質問いたします。

今回、特別職報酬等審議会に諮問したということですが、これは前回の特別職報酬等審議会はいつ開催されたのでしょうか。

そして、今回、報酬等審議会に諮問した理由が、提案理由からすると人事院勧告が出

たということで諮問したということなのですが、人事院勧告というのは割と毎年のように出ているものだと思いますが、これは人事院勧告が出たから諮問したのか、それとも人事院勧告の内容がこうだったから…久しぶりに諮問したものなのか、このあたりについて質問をいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 今回、人事院勧告に伴う報酬の引下げということで、諮問する内容がございましたので、諮問をした次第でございます。
ここ2年ほど、報酬等審議会には諮問するということが今までされておりませんでしたけれども、今回引下げということで諮問をしたということでございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回は人事院勧告で期末手当の引下げという内容が出たから諮問したということなのですが、これはまた…コロナが収束するとか…いろんな事情によって、人事院勧告が下げた分を戻しましょうとか、何らかのかたちで…今回は下げるという勧告が出たから諮問したということだと、次は上げるという勧告が出た場合は諮問する理由に当たらないというふうな認識で提案されたということでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 言葉が足りなくて申し訳ありません。諮問する内容につきましては、議会議員及び特別職の職員の報酬等の改定がある場合に諮問するということになっておりまして、改定するということがなければ諮問しないということでございます。上げる、下げるは関係なく、そういう考えでございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） これは1号と2号…両方になるんですけども、今回の提案は今年度の期末手当ということなのですが、これは今年度に限ったということではなく、今回変えると、次の人事院勧告なり特別職報酬等審議会の諮問結果等によって、また新たに提案をすることによって期末手当の支給率が変わるまでは今回の改定がずっと生きるということでよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 改定がなければそのままということになります。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第3号「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員における令和2年度に支給される期末手当について、特例措置を講じるため所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、会計年度任用職員の給与等につきましては、常勤職員

との権衡を考慮して決定することとしておりますが、近隣市町村において、会計年度任用職員の処遇改善を図ることを趣旨とした期末手当支給月数維持に向けた同様の改正がなされていることから、本町においても、来年4月から改正することとし、当該年度での改定は行わないものとするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第3号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案第3号説明資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、現行の規定では、一般職の給与条例を準用し支給されることとされており、職員と連動して引き下げることとされておりましたが、町長の提案理由にもございましたが、近隣市町村の改定状況等を考慮するとともに、一会計年度を期間として任用される職員であることから、期末手当の引下げについては、雇用条件を維持、確保するため、附則の第3項に、給与改定の不適用として「給与条例の改正により、当該改正年度の給与について改正後の規定が適用される場合であっても、この条例が準用する給与条例に係る当該改正後の規定は当該改正年度においては適用しない。」ということを加えまして、翌年4月からこの適用をするという規定を入れるものでございます。

条例の施行期日については、12月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） さきに議決をした給与等の改正については、人事院勧告に基づくというのは承知ができるのですが、いわゆる任用職員ですね…今理由を聞いていくと、近隣市町村がそうだから…うちもそうだというような説明であったと思います。

下川町として主体性、自主性、その観点からどういうふうを考えて今回この条例が出されたのか。

そこで、処遇改善…処遇改善というのは扱いを良くするということだと思うんですね。扱いを良くするということは、今まで扱いが悪かったから今回下げないで扱いを良くするということだと思うんですね。

そのへんの…下川町として、近隣の町がそうだからこうだということではなくて、下川町としてどういう考え方で…どうなんだというところをお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 会計年度任用職員に関しましては、条例上、職員に準じたかたちで給与改定を行っていくというのが基本的な考え方でございます。

当初の条例の組み立てではそういうかたちで、改正がある度に改正をするという考え方で条例を制定させていただいたところでございます。ただ、給与の決定に関しては、あくまでも条例事項ではございますが、いろいろな手続き等を踏まえなければいけないところもございます。

そういった意味では、近隣との均衡というのは非常に重要な要素として考えるところでございまして、下川町としても今回につきましては、先ほど課長からも話がありましたが、一会計年度において任用される職員ということでございますので、適用については来年度…年度が明けてから適用したいという考え方で、今回附則を改正させていただいたところでございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 近隣市町村との均衡って…それはあれなんですけどね、御承知のとおり下川町の場合、近隣市町村と全く違って、下川町って確か…北海道でも日本でも多くの…任用職員のウエイトが多い町であったかと思うんですね。

そんな中で近隣との均衡を図るといのは…これに対しては何か整合性がないように思うんですが、処遇について…今回については理解しますが、ほかに処遇を改善しようという…コロナ禍を踏まえてね、非常時、異常時の中で任用職員の処遇を改善しようというところの検討というのは一緒になされた経緯、経過みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 会計年度任用職員に関しましては、会計年度任用職員制度導入の際にですね、休暇等も含めて処遇の改善を図ってきたところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…春日議員の質問は3回したというふうに認識しますけども、再度関連があると思いますので、発言を許します。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今の私の質問は、今回の事に対してその検討をしたのかという質問です。それに対して…したか、しないかで。何か違う答弁だったと思うんですけど。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 今まで…制度導入からコロナの対応も含めてですね、休暇等も含めて対応してきたという趣旨でお話をさせていただきました。
今回特別にですね…期末手当に関してで、併せて処遇改善という検討は特には…期末手当のみの考え方でやっておりますので、特に検討したことはありません。失礼いたしました。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回はいじらないということで提案があったんですが、来年4月から改正することとし…ということになると、会計年度任用ということになると、また来年の3月までには…4月からどうしようかということで、会計年度任用職員として働いている方との個々の契約ということが発生する事になるかと思いますが、その方に対してはいつ頃…新しい給与体系、手当の体系であるとか、どういうふうにするのかと…そういったスケジュールといったものは予定していますでしょうか。

議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 就業条件、あるいは雇用の条件にある給与等の条件につきましては、2月頃、新たな人も含めて募集がかかりますので、その際に…今回変わらなかった部分も含めて…条件を提示して、募集をかけたり、あるいは継続して会計年度任用職員として働いていただくというようなお話になると思います。予算の関係もございまして、大体予算がある程度見通しが立った段階でのお話になるかなというふうに思います。正式には予算が通ってからなんですけれども、一応準備行為としてそういったお話になるかなというふうに思っています。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今働いてらっしゃる方と来年度の働く方については、2月頃から説明等があるということなんですけど、今回…先ほどの同僚議員の質疑にもありましたが…近隣市町村の動向を見て、今年度の改正は差し控えて…来年度ということなんですけれども、来年度以降も改正、改定を行う際には、近隣市町村の様子を見て下川としての動きをするのか。あるいはまた、特に今年度以降ですね、コロナの関係で介護現場であるとか、福祉の職場で働いてらっしゃる会計年度任用職員については、何か…少し上乘せをするような…そういった検討とか、そのあたりまだ確定ではないでしょうけれども、そういった考えも併せて次年度以降の処遇改善、条件提示といったものは考える予

定はありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 今年度から始まった会計年度任用職員なんですけども、大きく制度が変わるということも含めて制度設計をしてきたところでもありますけれども、旧嘱託職員等を含めて引き続き雇用されている方に関しては、年収ベースで減給補償をして雇用条件を確保していこうということで移行しております。これは基本的にそのまま働いていただけるようにということで、そういった意味では確保しておりますので、そのほかは制度設計として基本的には総務省のマニュアル、あるいは全国町村会のいろいろなマニュアルを含めて参考にしながら、また、近隣の市町村の動向も踏まえて制度設計しておりますので、改めて新たに…基本的には新たなものというのは今のところは考えておりません。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第4号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 令和 2 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度一般会計の第 8 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 2,310 万円を追加し、総額を 56 億 9,330 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び人事院勧告等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、役場庁舎無線 LAN 環境整備工事に係る経費、役場庁舎非接触型トイレ改修等工事に係る経費、執務室等における感染症対策に係る経費を計上しております。

民生費では、福祉灯油等購入助成に係る経費、認定こども園に係る感染症対策に係る経費を計上しております。

商工労働費では、指定管理者持続化給付金の追加支援に係る経費、五味温泉非接触型トイレ改修等工事に係る経費を。

教育費では、児童室に係る感染症対策に係る経費を計上しております。

給与費では、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等に伴い、人件費を減額計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、繰入金をそれぞれ計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第 4 号 令和 2 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）の概要について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、5 ページからでございます。

令和 2 年度下川町一般会計の 8 回目の補正予算でございまして、歳入歳出それぞれ 2,310 万円を追加し、総額を 56 億 9,330 万円とするものでございます。

6 ページに予算補正が書いてありますけれども、予算概要書で詳細を説明いたします。

それでは、議案第 4 号説明資料、補正予算概要書を御覧いただきたいと思います。

今回の主な補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び、先ほど議案第 1 号、第 2 号で御説明いたしました、人事院勧告による人件費の関係でございます。

まず、歳出の補正でございますけれども、総務費のオンライン会議等対応機器整備事業 289 万円につきましては、役場庁舎のオンライン会議用の無線 LAN 環境ということで、これにつきましては現状の通信環境に不具合等が生じていることから、新たに無線 LAN 環境を整備するものでございます。

次に、役場庁舎非接触型トイレ改修事業 313 万円は、感染症対策といたしまして、役

場庁舎 1 階トイレ・手洗いを、和式トイレの所は洋式トイレに改修して、それから非接触型の自動水栓型に改修するものでございます。

次に、感染症対策事業で 112 万円を計上しておりますけれども、役場庁舎などの執務室が非常に乾燥しておりますして、手元の湿度計で 30%以下ということもございまして、感染症対策には一定程度湿度が必要ということもありまして、このたび加湿器を購入するものであります。

次に、2 ページ目を御覧ください。

福祉灯油等助成事業 291 万円でございますけれども、コロナ禍における生活支援としまして、1 世帯あたり灯油 100 リットル分を助成するものでございまして、対象者は町民税非課税世帯で、かつ 65 歳以上の高齢者世帯、それから障がい者世帯、ひとり親世帯で、350 世帯を見込んでおります。

次に、感染症対策事業 50 万円でございますけれども、認定こども園の感染症対策として、厚労省の緊急包括支援交付金を活用いたしまして、加湿空気清浄機などの備品を整備するための経費を計上しております。

次に、3 ページ目を御覧ください。

商工労働費の指定管理者持続化給付金事業 880 万円につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年と比較して売上げが減少している指定管理者に対しまして、追加の支援を行うものでございます。

次に、五味温泉非接触型トイレ改修事業 701 万円は、これも感染症対策でございますけれども、五味温泉の 1 階売店横にありますトイレが、日帰り客ですとか宴会のお客様だとか多くの方が利用されるトイレでございますけれども、こちらのトイレと手洗いを自動で水が流れる非接触型のトイレに改修をするものでございます。

次に、教育費の感染症対策事業 50 万円につきましては、児童室の感染症対策として、これも厚生労働省の緊急包括支援交付金を活用して、マスクなどの衛生用品のほか、除菌装置を整備するための経費を計上しております。

次に、4 ページ目でございます。

給与費でございますけれども、先ほどの条例改正議案で御説明した人事院勧告に伴う期末手当の改定及び異動等による改定含めまして、1,160 万円の減額を計上しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 1,762 万円を計上しておりますして、補正後の予算額につきましては 2 億 2,847 万円となります。今回の補正予算で交付限度額分まで計上するかたちとなっております。

次に、道支出金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で 100 万円を計上しておりますが、児童福祉施設等の感染拡大防止対策に係る交付金でございますして、先ほど厚生労働省からの交付金ということで御説明した部分でございます。

次に、5 ページ目でございますけれども、繰入金金の財政調整積立基金繰入金では、財源調整といたしまして 448 万円を計上しております。これについては、財源調整ということでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

す。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） それでは、民生費についてお伺いしたいと思います。

今回ですね、地方創生臨時交付金を使って福祉灯油事業をされるということですが、例年行われている福祉灯油の…道からの助成金などがありますが、それが今回は無いということ、コロナ感染の交付金を使ってやるということによろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

従来やってきた下川町の灯油の事業でございますが、これは地域づくり総合交付金制度というものを使って従来行ってまいりました。これは限度額 50 万円ということでございますが、これが今年は無いというわけではございません。今年も場合によっては 50 万円というのは使える交付金でございます。

ですが、今回新たに福祉灯油等助成事業を行った理由につきましては、下川町の従来やっておりました下川町福祉灯油等購入助成事業…これにつきましては、実施基準額が 12 月 1 日現在において 90 円以上の場合というふうな実施基準がございます。

現在のところ、店によっては異なると思いますが、83 円ぐらいということでございますので、明日…12 月 1 日付けでは 90 円以上の実施基準を満たしていないということがいえると思います。

そこで、今回ですね、財源を地方創生臨時交付金…これを使って、同等の事業でございますが継続して行いたいという風なことでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） はい、分かりました。

それでは、例年、地域づくり交付金…これだけを使って、後は町からの単費で持ち出してやっていたということですね。

福祉灯油の事業というのは、町の単独事業ではなくて、北海道としての施策の一つだというふうに思ったんですけども、これ以外の補助金というのは例年…一切無いんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 今回の地域づくり総合交付金の中に介護保険基盤整備事業…この事業が交付対象者…市町村に当たるということで 50 万円を使わせていただいておりますので、そのほかにこの福祉灯油に充てる交付金というのは…全て調べたわけではございませんけど…該当するのはこの地域づくり総合交付金と理解してございます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 先ほど、12 月 1 日時点の灯油価格…これを見て判断して、それが 90 円以下であれば…これは行わないと。要するに 89 円でもしないということですね。そうじゃなくて、例年ずっと調べたら、その中に町長の判断で…灯油価格というのは御存知のとおり元売り価格が上がったとか、為替…円高とか円安とか、例えば暖冬だとか、環境とかにいろんなふうに左右されて決まっていくんですけども、下川の場合だったら 1 月、2 月というのが一番厳しい寒さですよ。そういうことなんかも配慮しないで、もう 12 月 1 日付けの価格で決めますよと…こういうかたちです、例年行っているのかということですね。

それと、今回、コロナ感染症対策の交付金を使ってやったということは、こういう緊急事態の中で、生活困窮者…今回出された 65 歳以上の、それからひとり親とか、非課税の方とか、そういう方に対して行うということでこういう施策をしたと思うんですけど、それと併せてやるとですね、こういう緊急事態の中では外出もままならない、それこそ例年とは全然違う世の中になってますけども、そういうことを考慮して、更に上積みということ町独自で考えていらっしゃるかどうか、そこをお伺いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） この福祉灯油に関しましては、先ほど申し上げたとおり、12 月 1 日現在の 90 円という基準を設けまして、それ以上になったら実施をするということで、要綱を 29 年に改正をさせていただいて、それから実施をしているということでございます。

実態としては、灯油単価が高い時期もございましたし、またそれ以前については、非常に低い時期もあって実施をしたケースもございますけども、29 年の改正以降についてはそういった考え方で…考え方をもちまして実施をしていると。仰るとおり、町長が特別に認めたものということで項目も入ってございますので、そういったところでその年の状況を踏まえて実施をしているケースもあろうかと思っております。

それから、更に上乗せをとということでございましたけども、今回の考え方につきましては、先ほども申し上げたとおり…本来であれば 90 円以下でございましたので、福祉灯油は実施をしないという考え方でございましたけども、コロナの影響もございまして、今年についてはその予算を使った上で実施をしたいという考え方で予算を計上させて

いただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今回、国からの交付金…約2億2,800万円、これらの最終的な予算計上だと思ひます。総括を兼ねながら質問をさせていただきたいと思ひます。

2億2,800万円、御案内のとおり町民3,200人になると一人当たり7万円です。7万円の交付金がきたということです。

それで、内訳を見てみると、屋上の整備だとか、冷房だとか、いわゆるハード事業…これが約8,000万円、3分の1強…使われております。それから、いわゆる公共施設への補填…赤字補填というんですかね…五味温泉と結いの森等々で4,700万円程度、これが2割。いわゆる2億2,800万円のうちの約5割は、ハードと赤字補填です。残りの5割についてはソフト事業に使われているという交付金の財源支出の内訳です…ザクっとした話ですね。

そんなことで、交付金を使いまして対策には万全を期してきた、期してきているというふうに認識をしております。

そこで、議会からも提案をしてきたところでございます。議会の提案がどのようにこの予算に反映されてきたのかというのが第1点目でございます。

2点目として、先ほど話した交付金によるコロナ対策というのは、ステージはこれで取りあえずは終わったんだと思ひます。

そこで、まだ町長は総括はされていないと思うんですが、これらを踏まえまして、町長の…交付金2億2,800万円使った対策について、総括されていれば総括としてのお話を伺うと同時に、総括していなければ所管で結構ですが、お考えを…整理をする意味でお伺いしたいと思ひます。以上2点です。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 一つ目の議会提案を頂いた内容等については、全て完璧なものにはなっていないでございますけど、一定程度…いろいろと考慮させていただいて、これまで何回かに分けて提案させていただいたところでございます。

また、総括ということでございますけども、臨時交付金、あるいはまた補助金等を国、道から頂いてございますけども、できる範囲の中で事業を進めたいということで、これまで起案してまいりました。一定程度、町の財政に少しでも影響を及ぼさないように、さらには及ぼすに当たっても、どうしても支出しなければならないというところは考えていかなければならないということで、今回、少ない額でございましたけども、基金の中から取り崩して支出するというかたちを取ったところでございます。

総括ということでは、まだまだ今…収束が見えないという中でございますので、国や道の支援を本当に…今後も継続していただけるかどうか、あるいはまた町の持ち出しが

これからどのぐらい必要なのかというのが非常に見えないうところでございます。このへんは情報収集をしながら、あるいはまた地域の経済情勢や生活情勢を見ながら、しっかりと判断してまいりたいと、このように考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先ほどお考えをお伺いいたしました。それで、ここへ来てですね、御案内のとおり第3波、さらには次のステージへということで、非常に先が見通せないという状況になってきております。

年末を迎えます。町民生活はもちろん大前提の上でございますが、各事業者においては、年度末を迎えた資金繰りの問題…これがあります。それと商業関係、特に飲食関係…これは今ここへ来て急激に影響が生じている。さらには、生活困窮者の支援はされているところでございますが、更に生活困窮者へ非常に負担が生じてきている。このような事象が、もう実際に地域の中では起きてきております。

年末に向けてですね、どう認識して、どう年末の問題について対処しようとしているのかというところが第1点。

それから、御案内のとおり、これには財源が伴うことでございます。この財源について、取りあえず支援制度…交付金は次のステージへいくわけでございますが、当面对策については町費の支出が生じてくると。これらについての考え方。

以上、二つの基本的な考えについて、お尋ねをさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 5月1日に今年の第1回目の臨時会を開催させていただいて、まず10万円の給付をさせていただいたところからスタートいたしましたけども、町では大きく四つの支援体制を作っております。

一つは、経済支援をしようとする。

さらに、経済の回復を図ってく上での支援。

それから、生活支援。

それから、町民の皆さんの社会活動への支援ということで、大きくこの四つの考え方の下に、これまで臨時会や定例会で予算措置をさせていただいたところでございます。これから年末年始に向けてですね、経済対策等については、既に商工会で発券をしておりますけども…プレミアム商品券などを発券しながら事業所の支援をさせていただいて、この状況でどの程度…そのへんの成果が上がってくるのかというのを、商工会から情報収集をしながらですね…いろいろと検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

併せて、生活支援につきましても、給与の低い方々…低所得者の方々や、あるいはまた年金生活者など、生活弱者の方々の支援を今後どのようなかたちで施策として結び付

けていくことができるのか。これについても更に調査をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目の財源につきましては、先ほど来…申し上げましたけども、町財政の中だけで支援をしていくというのは非常にハードルの高い所がございますので、町がこれから計画しております様々な施策との折り合いを見ながらですね、町として…今ほど言いました四つの支援体制をどうやって財源措置できるかと、このへんもしっかりと考えてまいりたいと思っているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） コロナにおいて、五味温泉とか、結いの森とか、観光業も非常に厳しい状況と思います。

そこで、五味温泉のトイレを非接触型に改修するということですが、これは1階のロビー横が優先順位が高いという説明でしたけれども、そうなりますと優先順位が低くて見送られた浴室の所とか、2階の所のトイレは、いつ頃になりますでしょうか…改修の予定ですね。そういう要望あると思います。

それと、町長にお聞きしたいんですけども、結いの森も大変厳しい状況で、第3波とかいって観光客といいますか…ビジネス出張は厳しい状況だと思います。来年もまだ補填といいますか…そういうことを考えなくてはいけない状況だと思いますので、町長のこれからの方針として、あそこを借り上げて、陽性になって軽症の人に一時期入ってもらうとか、あるいは…もう余り収益が見込めないようだったら何か月か休業するとか、そういうようなお考えがあるかどうか質問します。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 一つ目の五味温泉の関係につきましては、これは様々な公共施設のコロナ対策をやっていかなければならないんですが、特に人の出入りの多い五味温泉について、優先順位を高くしてですね、それで1階の売店横のトイレということに今回は限定させていただいたところでございます。

併せて、今後もですね、全体の公共施設の中で優先順位もしっかり考えて、人の出入りの多い所を順位の高い所として検討してまいりたいと思っておりますが、これも財源によりますので、このへんも十分御考慮いただければと思います。

それから、二つ目の結いの森の事で大変心配をお掛けしておりますけれども、実はこの12月から来年の3月上旬ぐらいまで、スズキ株式会社のテストコースの社員がこれから入ってまいります。企業側にお聞きしましたところ、予定どおりテストコースの試験はやるということでございますので、そういう意味では、結いの森というのを他の目的に使うことが非常に難しいということで考えております。

そういう意味では、結いの森の経営にも一定程度プラスになってくるところもございま

すので、感染者がそういうところで治療するという、こういうところは少し…現段階では避けてまいりたいということで考えているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほど同僚議員からあった質問について、更に聞きたい…質問します。

商工労働費の宿泊施設に関しましては、地域振興券を使っても、どうしても町外の人を当てにしながらやっていかなきゃいけないものだ…そういうふう理解してございます。

今回、東京の方で初めて400人…日曜日で観測されて、予想し得ない状況のフェーズにいよいよなってきたんだということでございます。

今まで1次、2次と国が補正をしていただきまして、今までの金額を合わせると2億2,800万円ということで、総務課長から今…報告を頂きながら、その最後の第8次の執行に結び付けているところでございます。しかしながら、ここまで急ブレーキがかかると、ここから先どのような状況になるか、年末年始…非常に当てにしていたものが空振りになるんですから、今のスズキの事みたいに…傷口は小さくなるかもしれないけれど、いずれ傷口が大きくなるものだと思います。

そこで、町長の考え方として、コロナウイルス感染対策の…そういう支出に頼るばかりではなく、今後このような事が令和3年の始まることも十分予想される場所ではありますが、本町としての財政出動の考え方…この部分というのは町民は非常に興味を持っておられますし、今までも何度となく質問が上がってきた案件だと考えます。

今回、町長の先ほどの同僚議員への答弁のとおり、町の持ち出しが幾らになるか見込めない…本当にそうだと思いますが、これからこのような財政出動に関して、町長はコロナ対策に対してどのように本町の財政の運用の仕方を考えておられるのか、今一度質問したいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） ちょうど今どき、第6期総合計画のヒアリングをそれぞれの担当課からしているところでございまして、これについては施策を中長期にわたって起案をし、一つ一つ進めているところでありますが、もしこれからコロナの状況が大きく変わって、財政出動が非常に大きくなりますと、この計画も大幅に見直しをしながら圧縮をしていかなければならないということを考えている次第でございます。

そういう意味では、持続可能なまちづくりを下川町としては今後もしていかなければなりませんので、そのバランスをしっかりと考えながら、これからコロナ対策、そしてまたまちづくりの施策をバランス良く進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回、補正予算ということで、福祉灯油が計上されております。何回か前の補正予算で、プレミアム商品券の発行の際に発行場所が大変混雑したということで、町が施策を打つことによって密となる環境を発生させていると。

今回、福祉灯油ということで、対象者の中で高齢の方が占める割合が多いということになりますと、「福祉灯油が始まります。では窓口へお越しください。」というふうになると、大勢の方が一斉にやってくるみたいなことにもなるかと思いますが、そのあたり…分散させるとか、公区ごとに割り振るとか、五十音順なのか…そのへんは分かりませんが、割り振って密にならないような支給の手法を考えているとか、もう1点ですけども、道内でも町役場で感染されたということで窓口が閉鎖になっている…そういった状況が発生していると、そういったこともありますので、以前の質疑の中で…コロナ対策の中で町の体制をAチーム、Bチームに分けるとか、そういったことも検討しているということですが、実際に検討されていたと思われるほかの町村の事は分かりませんが、一斉に窓口が閉まるみたいなことになってしまうと、せっかくの福祉灯油の給付についても、そういった方々にいち早く渡らないなんていうことが起きるかもしれないというふうに想像されます。そのあたり支給方法の工夫、また、町の執務体制…業務遂行体制のグループ分けとか、このあたりについてのお考えをお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えしたいと思います。今、議員が仰ったとおり、福祉灯油につきましては、私どもも…ちょっと密になる可能性はあるなというふうな危惧はしております。例年でいきますと大体年明けの1月末ぐらいから開始していくことにはなるんですが、その際にやっぱりどうしても始めの1週間、2週間というのが非常に込み合うというような実情がございます。

今のところ、今後ちょっと具体的にいろいろと考えてはいきたいなと思っておりますが、密にならないようにカウンターで対応するのを制限して、それ以外についてはどこか離れた所に椅子を用意して待ってもらおうとか、ちょっとそんな工夫も必要だなというところは課内で検討はしてございます。ただ、今後ですね、もっと具体的に…密にならないような検討はしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 職員の業務体制の御質問ですけれども、お答えいたします。

一度5月に、2班体制に分けて…二日間でありましたけれども…実際にどういう課題があるかというところも含めて実施したところでありまして、以前も申し上げたかもし

れませんが、ネットワークの関係で、L GWAN といって政府系のネットワークが現状使えない状態でございまして、その問題をクリアしなければならないということで、先日、国の実証事業に応募して、たくさんではないですけど… ID が交付されましたので、今後その使い方も含めてできるようにはなっていくかなというふうに思っていますので、班分けした時にも…十分ではありませんが…業務を少し落としてでもできる状態になってはおります。

基本的には、感染症対策マニュアルの業務継続計画に従って業務を行っていくかたちになりますけれども、職員が感染した場合ですとか、町内の方が感染した場合、どのような体制を取るかというのは、それぞれのケースによって若干変わるとは思いますけれども、保健所の指導によって体制が変わってくることも考えられますので、まずは現状、職員に対して感染しないようにということで、手洗い、マスク、それから三密を避けるとか、一般的に報道されている部分に近いですけども、そういったことを徹底していただくという周知を都度都度発信しております。

また、十分ではない部分もありますけれども、一日…午前 1 回、午後 1 回の換気をするようにしておりますし、接触確認アプリも入れていただくということも含めてお願いしておりますし、出張の関係も札幌ですとか道外は自粛ということで不要不急の札幌の往来というのはなるべくしないということでやっております。

また、風邪症状がある方については、上司に相談をして休んでいただくとか、そういうものを徹底しながらやっておりますし、そのほか今回予算でお願いしております…加湿の関係ですね…湿度を上げて、なるべくエアロゾルが…飛ばないというなかたちを取るということで、あらゆる対策を取っていこうということでやっておりますし、それを含めて今後ですね、発生の状況に応じて体制を…役場を完全に閉めてしまうことがないようにしたいということで、班分けも既に済んでおりまして、後は…実施するところまでは準備はしているところです。

ただし、発生の状況によっては保健所の指導が入りますので、閉鎖とかということも…ひょっとしたら想定される場合もありますので…はい。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 体制を取る準備は出来ているというふうに今答弁がありました…2 班体制であるとか。せっかく準備が出来ていて、多少…コンピュータ関係の整備状況…そちらによって実現がなかなか難しいところもあるということなんですが、町民へのアピールというわけではありませんが、役場としても万全の体制を敷いていると、できることはやっているということを…見せるためにやるといったら変ですけども…町民と接する機会が多い…特に税務住民課であるとか、保健福祉課であるとか、そういう窓口業務の部門からでも、全体で 2 班体制とはなかなか一気には難しいかもしれませんが、そういう窓口業務の部門に特化してでも、早いうちから…予防のためにも、そういった体制で業務にあたることのできるのではないかというふうに考えますが、そのあたりはお考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 我孫子議員が仰るとおりでございます、予防的なかたちで分散勤務をするというのが、大きなところ…通勤で満員電車に乗るところですか…そういうところでは既に実施されているところであります。

以前、緊急事態宣言の時に、予防的見地も含めて…まずはやってみましょうということで二日間やったんですけれども、私たちの環境においては、通勤とかでリスクというのは余りないかなという部分もあって、なるべく業務を落としたいところもありまして、今まで実施はしてきてないんですけども、やはり近隣で発生しますと、かなりリスクが高まりますので、その時点で一定程度判断をして分散勤務に移るということも検討はしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第8 議案第5号「令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第9 議案第6号「令和2年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第10 議案第7号「令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第4号）」及び、日程第11 議案第8号「令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） それでは、議案第 5 号から第 8 号まで一括して提案をさせていただきます。

まず、議案第 5 号 令和 2 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度下川町下水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 4 万円を減額し、総額を 2 億 92 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、下水道費で、人事院勧告による給与改定に伴い、職員手当及び退職手当組合負担金を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、議案第 5 号の提案理由といたします。

次に、議案第 6 号 令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 11 万円を減額し、総額を 9,826 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告による給与改定及び異動に伴い、職員手当及び退職手当組合負担金を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げ、議案第 6 号の提案理由といたします。

次に、議案第 7 号 令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度介護保険特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 20 万円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 8,966 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、地域支援事業費で、人事院勧告に伴う人件費を減額計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金により財源調整をしております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,137 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 5,368 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告に伴う給与改定及び異動に伴う人件費の補正を行うものであり、858 万円を増額計上しております。

また、サービス事業費では、新型コロナウイルス感染防止対策に伴い、279 万円を増額計上しております。

歳入につきましては、繰入金、道支出金を増額計上しております。

以上申し上げ、議案第 7 号の提案理由といたしますが、このうち介護サービス事業勘定の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号 令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ19万円を減額し、総額を5億449万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で、人事院勧告に伴う職員手当等を減額計上しております。

歳入におきましては、職員手当等に係る一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げ、議案第8号の提案理由といたします。

以上、第5号から第8号まで一括して提案させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） それでは、議案第7号について、担当課長の説明を求めます。
齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 議案第7号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第4号）の介護サービス事業勘定の内容につきまして、お手元に配布の議案第7号説明資料の2ページから説明させていただきます。

今回の補正要因といたしましては、人事院勧告及び異動等による人件費の補正でございまして、総務費で858万円の増額補正をしております。内訳といたしましては、職員給与を542万円、職員手当等を105万円、共済費を156万円、退職手当組合等負担金55万円を増額しております。

次に、サービス事業費でありますが、歳出で279万円の増額補正をしております。

内訳といたしましては、あけぼの園等施設の感染予防対策に係る補正でございまして、感染予防対策用消耗品、役務費、飛沫感染予防等の備品を増額しております。

歳入につきましては、本歳出に伴う財源調整によるものでございまして、一般会計繰入金858万円を増額、基金繰入金を77万円減額しております。

また、道支出金としまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を356万円増額計上しております。

以上申し上げまして、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ここで、お知らせいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合により同規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長いたします。

ただいま、提案理由並びに詳細説明がりましたが、これから一括して質疑を行います。質疑の際は、議案番号を指定して行ってください。

それでは、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 5 号から議案第 8 号までの議案 4 件について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、討論を省略し、議案第 5 号から議案第 8 号を採決します。

お諮りいたします。

議案第 5 号から議案第 8 号を一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、議案第 5 号から議案第 8 号を一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第 5 号から議案第 8 号までは、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 12 議案第 9 号「令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算(第 5 号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 9 号 令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算(第 5 号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業費用を 556 万円増額し、支出総額を 5 億 7,861 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、人事院勧告に伴う給与改定及び会計年度任用職員の異動等により、医業費用の給与費を増額計上するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。
これから、議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第7回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時50分 閉会

- 議長(近藤八郎君) 町長からの申し出により挨拶があります。

- 町長(谷一之君) 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

明日から師走を迎え、この混沌とした一年も残すところひと月となりましたが、今臨時会にて議決いただいた補正予算等をはじめといたしまして、今年度の残された事務事業も含め、しっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） これにて散会とします。ご苦勞様でした。